

女の しんぶん

2021年
4月10日

憲法は
私たちのもの

国民投票法の問題点と 改憲阻止に向けてできること

弁護士 浅野ひとみ

▼国民投票法とは

国民投票法は、改憲を掲げる安倍首相が、第一次政権時代の2007年に制定を強行し、10年に施行されました。また、18年6月に自民、公明の与党、日本維新の会などが国民投票法改定案を提出しました。共通投票所制度の創設や洋上投票の対象拡大などが改定案の中身ですが、改憲論の加速が狙いでしょう。

現行憲法の9条2項では、戦力不保持と交戦権の放棄を明記していますが、自民党の改憲案では「国防軍」を保持し、組織及び統制に関する事項は、法律で定めることとなります。つまり、ときの多数党と政府が法律さえ通せば、行動は無制限に拡大されます。これは、非軍事により平和を実現しようとする世界の流れに逆行するものです。

今回は、国民投票法の問題点と改憲阻止に向けて私たちができることをお伝えできればと思います。

▼お金次第で改憲宣伝し放題？

まず、憲法改正の発議がされた場合、最短60日で国民投票が実施されます。これはあまりにも短期間であり、改憲案を吟味し、賛成か反対を熟慮する時間がありません。

そして、実は、国民投票法には、CMなどの有料広告規制がほぼありません。今回の改定案でも投票期日14日前より前の期間では、規制がな

いままです。そのため、例えば、資本金のある団体がゴールデンタイムのCM枠を買い占めて、投票運動を行なえば、あつという間に世論を操作できてしまう仕組みになっています。

また、広告収入は各メディアの経



■あさの・ひとみ

神奈川県川崎市出身。2019年中央大学法科大学院修了、2020年弁護士登録、東京法律事務所所属。学生時代は、秘密保護法や戦争法(安保関連法)、共謀罪などの国会前行動に参加。

営基盤です。そのため、各メディアは広告主に批判的な言論をするなど、広告収入が減ってしまうおそれがあります。これでは、広告主への批判が抑止され、ひいては公平な報道が妨げられる危険性があります。さらに、広告のターゲットは意見を決めかねている人であり、かつ広告はこの層に強い影響力を持っています。

諸外国では国民投票におけるメディア規制があります。例えば、イタリアでは、テレビCMの場合、賛成派と反対派とに平等に時間を配分しなければならないという法律があります。しかし、日本の国民投票法には、有料広告規制がほぼありません。表現の自由に配慮しつつ、広告の公平性やフェアな投票運動を守る条文を加える必要があります。

一方で、公務員と教員に対しては、「効果的に行いうる影響力又は便宜を利用する国民投票運動」を禁止しています(103条)。このような条文の定め方は、一体どのような国民投票運動が許されているのか曖昧であり、処罰を恐れて萎縮してしまいます。これは、表現の自由・学問の自由・教育の自由の過度な制限です。

▼最低投票率の定めなし

次に、憲法の条文ごとに賛成か反対かを投票できる制度が原則になっていません。国民投票法では、「内容において関連する事項ごとに区分

して行う」としか定められていないため、改憲の項目が複数あったとしても、無理やり関連していると言っ、まとめて国民投票にかける可能性があります。

また、有効投票の過半数で改憲されるため、棄権や白票が多い場合、賛成の票数が少なくても改憲となります。例えば、有権者数が1億人で、投票率が50%の場合、5000万人の過半数である2500万人が賛成すれば改憲されることとなります。これは、人口比で考えれば、日本人の約20%の賛成で改憲できるということです。

さらに、最低投票率の定めがないため、例えば、投票率10%でも改憲できることとなります。

▼改憲阻止に向けて

菅首相は今国会で、国民投票法の改正を狙っています。国民の中で反対の声を大きくしていく必要があります。集会やデモに参加し、周りの知り合いに自分が改憲に関して疑問に思っていることを伝えてみるなど、自分にできることから、気軽に取り組んでみるのが大事です。

棄権すると、改憲のハードルを下げることとなります。意見を決められなかったのは、改憲したいと主張する側がわかりやすく説明しなかったからです。自分の意見を決めかねている人には、とりあえず、投票所に行き、反対に投じることを勧めてみましょう。

自分の意見を決めていない若者も多いようです。若者が日常的に利用しているインターネットやSNSなども利用しつつ、憲法のことをみんなで考えられるチャンネルだと思っ、楽しみながら議論を盛り上げていきましょう。